

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成28年  
12月27日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)……………一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)……………一
  - 救急病院の認定(医療政策課)……………二
  - 保安林指定の解除(長門市)(森林整備課)……………二
  - 保安林の指定(萩市)(森林整備課)……………二
  - 指定施設要件の変更予定保安林(山口市)(森林整備課)……………三
  - 山陽小野田都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課)……………三
  - 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課)……………四
  - 道路の位置の指定(建築指導課)……………四
- 公告
  - 国土調査の成果の認証(政策企画課)……………四
  - 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………五
  - 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)……………五
  - 開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………七
- 公安委規程
  - 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 雑報
  - 県報の正誤(平成二十七年十二月二十二日山口県規則第六十五号)……………八
  - 県報の正誤(平成二十八年七月十九日山口県告示第二百三十六号)……………八

### 山口県告示第四百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
北村クリニク		宇部市松山町二丁目六番三二号	平成二八、一〇、三一
荒木皮膚科・眼科		〃 上野中町一番八号	〃 〃 〃
医療法人新生活会小橋クリニク		山口市小郡高砂町七番一〇号	〃 〃 〃
防府市野島診療所		防府市大字野島五四五の二	〃 〃 〃
しんでんクリニク		〃 大字新田五七七の三	〃 〃 〃
むらた循環器内科		二 山陽小野田市大字西高泊六七の二	〃 〃 九、三〇
川口医院		大島郡周防大島町外入二二二八の二〇	〃 〃 一、一三
浅海歯科医院		周南市平和通二丁目三七	〃 〃 一〇、三一
オダ薬局		岩国市元町四丁目一番一五号	〃 〃 〃
白鳩薬局		〃 中津町二丁目二四番一号	〃 〃 〃

### 山口県告示第四百二十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

名 医	療 称	所 在 地	指 定 年 月 日
北村クリニク		宇部市松山町二丁目六番三二号	平成二八、一一、一一
防府市野島診療所		防府市大字野島六七九の一	〃 〃 八、〃

医療法人和耀会むらた循環器内科  
山口医院  
二 山陽小野田市大字西高泊六七二の〇、〇、〇

大島郡周防大島町外人二二二八の二〇 〇、〇、一四

周南市大字久米二八六七 〇、〇、一

岩国市牛野谷町三丁目三九番一八号 〇、〇、〇

中津町二丁目二四番一〇号 一、一、〇

元町四丁目一番一五号 〇、〇、〇

**山口県告示第四百二十三号**

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
玉木病院		萩市大字瓦町一		平成三二、一、三一	〇、〇、〇
医療法人医誠会都志見病院		大字江向四一三の一		〇、〇、〇	〇、〇、〇

**山口県告示第四百二十四号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
長門市三隅下字地藏崎一〇七七六の五
- 二 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 解除の理由  
急傾斜地崩壊防止施設用地とするため

**山口県告示第四百二十五号**

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林の所在場所

- 萩市大字鈴野川字名良尾七一、七二、七二の二、七二の二、字八保七四、七五の一、字津々河内八二、八六、字竹ノ浴八八、三二四の一、三二五の一、三二六から三二九まで、一一五四、一一五五、字竹ノ浴尻八九、九〇、字庵ノ浴九二、三四〇の一、三四七の一、一一六一、字寺床九四、字河平九八、字馬取上一三五、一三六の一、一三六の二、一一三〇の一、一六〇〇の一、字船ヶ迫一三八、一四〇、一四四の一、五八〇、五八一、五八二の二、五八四の二、五八六、字山根一四九、一五〇、一五二、五八八、六〇三、六〇五の一、字河内神一五四、六三八、六三九、字流田一五七の一、一五八、一五九の一、三二四二、字瀬戸一六〇、一六二、字瀬戸北平一六五、一六六、字瀬戸南平一六七、字紙屋一八二、一八四、一八六、一八七の一、一八七の二、字大津尻一八八、字檜尾上二三五、二三六、二三九、二四〇の一、二四一、一一三〇の一、一一三一、字檜尾二四三、二四五、字柳原二五四、二五七の一、一一三二の一、一一三四の一、字下八保二七五の三、一一三七、字森田ヶ字つ二七八の一、二八五の一、二八五の九、一一三八の一、一一四〇の一、字列河内三二二の一、三一八、三一九、一一六二の一、字中庵ノ浴三三六の一、三三六の二、三三七の一、三三七の二、一一五九、字迫戸六九七、六九八、七〇一から七〇三まで、一二六〇の一、字迫戸北七〇四から七〇六まで、一二六一から一二六四まで、字神速八〇三の一、八〇七の一、一二八四の一、字神速下八一五の一、八一六の一、八一七、字上八保一一三六の一、一一三六の二、字庵ノ浴奥一一五七、字北山一一六〇の一、一一六〇の五から一一六〇の一〇まで、字奈良尾一一六〇の二、字ごま田一一六三の一、一一六四の一、字畑ヶ迫一二三三、字梶屋敷一二七三の一、一二七四の一、一二七六の一、一二七六の二、一二七七、字中ヶ原一二七八の一、字黒岩一三七一から一三七四まで、一三七六、一三七八、一三七九、字上黒岩一三八一、一三八二、一三八四、一三八五、一三八六の二、一三八八、一三八九、字中黒岩一三八八、大字弥富下字及谷南側五五五の一、字大埤五五五の二、一三二七の一、字長浴五五七の一、五五七の二、五五八、一七二三、一七二五、一七二七、一七二九、一七三一、字及谷北側六二

八の四、字生観坊九一七の三、九一七の八、字一ノ谷九一七の四から九一七の七まで、字大津九二三から九二五まで、字及谷奥板替九二三の一、字田尻一三三二の五、一七〇六、一七〇八の一、一七〇九の一、一七一〇の一、一七一一、一七二四、一七一五、一七一七、一七一九、一七二〇、字木戸岩一七〇一の一、一七〇四の一、字板潜一七三九から一七四一まで、一七四三、字山ノ坪一七四四、一七四七、一七四八、一七六六、字大嶽一七六九から一七七一まで、字下田尻一七七二の一、一七七五の一、一七七七の一、字小嶽一七七八、一七七九、字とびがす一七八〇の一、字大谷二七九九の一、二七九九の二、字たぶがう津二八〇五から二八〇七まで、二八〇九から二八一五まで、二八一七

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

萩市大字鈴野川字津々ら河内八二・八六・字竹ノ浴尻八九・字檜尾上二四〇の一・一一三〇の一・字檜尾二四三・字列河内三一八・一一六二の一（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
山口市秋穂東字筒ヶ迫一二三、一二九、字庵ヶ迫山村一六七、字尾崎山村一八四の一から一八四の四まで、一八五、一八六、字小浜山四九七第七・四九七の二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字上田六四〇の五から六四〇の七まで、六四〇の九、字中道山七六八の四五、字東泉寺八八八の二、阿知須字丸塚五 三四五の三、三四五の七、字小丸一〇七一の一、一〇七一の二六、一〇七一の三一、一〇七一の三三から一〇七一の四四まで、一〇七一の五三、一〇七一の八四、字中尾一〇七四の一、一〇七六の一、一〇七六の二、一〇七七の一、一〇七七の二、一〇七八の二、一〇七八の三、一〇七九の一、一〇七九の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市秋穂東字尾崎山村一八四の一、一八四の四、一八五・一八六・字東泉寺八八八の二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部農林政策課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第四百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、山陽小野田市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 施行者の名称  
山陽小野田市

二 都市計画事業の種類及び名称

山陽小野田都市計画下水道事業山陽小野田市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十六年十一月十九日から平成三十二年三月三十一日まで

四 事業地

山陽小野田市北竜王町、南竜王町、港町、須恵一丁目、須恵二丁目、須恵三丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、中央四丁目、セメント町、平成町、住吉本町一丁目、住吉本町二丁目、千代町一丁目、千代町二丁目、稲荷町、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、中川六丁目、栄町、高栄一丁目、高栄二丁目、高栄三丁目、新生一丁目、新生二丁目、新生三丁目、日の出一丁目、日の出二丁目、日の出三丁目、日の出四丁目、旭町一丁目、新沖一丁目、新沖二丁目、新沖三丁目、叶松一丁目、叶松二丁目、赤崎一丁目、赤崎二丁目、赤崎三丁目、赤崎四丁目、波瀬一丁目、大学通一丁目、高千帆一丁目、高千帆二丁目、石井手一丁目、柿の木坂一丁目、柿の木坂二丁目、柿の木坂三丁目、搦山一丁目、搦山二丁目、搦山三丁目、共和台、厚狭一丁目、桜一丁目、桜二丁目、大字小野田、大字東高泊、大字丸河内、大字西高泊、大字千崎、大字有帆、大字東須恵、大字郡、大字鴨庄、大字厚狭、大字山川、大字津布田及び大字殖生

山口県告示第四百二十八号

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示(昭和四十七年山口県告示第百十号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

野波瀬西地区に関する部分二 区域の範囲を次のように改める。  
二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一  
号と十一号を市道小野波瀬北線西側境界線に沿って結んだ線に囲まれた区域(長門市  
三隅下字地蔵崎一〇七七六の一及び一〇七七六の二を除く。)

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
長門市	三隅下	野波瀬	三六三六の一		一号
			三六三五		二号

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	野波瀬	小野波瀬	山之神	〃	〃
三六五三	三六六三の八	三六六二の一	三六六〇の一	三五九の一	一〇七八七	三五二五の一	三五二五の一	三六三四
十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号

山口県告示第四百二十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。  
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市大字末武上字東樋口八六三の九	四・五	三三・六	平成二八、 一一、一四



(五〇五) 国土調査の成果の認証  
国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣政

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行なった者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成二十六年四月一日から平成二十七年十二月十七日まで	下関市地籍図 下関市地籍簿	彦島塩浜町一丁目、彦島塩浜町二丁目、彦島塩浜町三丁目、彦島塩浜町四丁目、彦島角倉町二丁目、彦島田の首町二丁目、彦島福浦町三丁目の各一部
宇部市	平成二十六年四月一日から平成二十八年二月十二日まで	宇部市地籍図 宇部市地籍簿	豊田町大字今出の一部 大字榎小野の一部

二 認証年月日

平成二十八年十二月二十七日

(五〇六) 大規模小売店舗立地法第八條第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により、平成二十八年八月九日山口県公告(三三三三)に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十二月二十七日から平成二十九年一月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称)ドラックコスモス長門市駅店

所在地 長門市東深川九四九の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(五〇七) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四條第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」とい

う。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、近年全体としておおむね安定的に推移しているが、低水準にとどまっている資源や資源水準が悪化している資源も見られ、本県海域においても同様な傾向を示している。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進するとともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(二) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(三) 資源管理指針・資源管理計画の推進

持続的な漁業生産を確保するため、海洋生物資源ごとの資源管理の方向性や内容を定めた資源管理指針を策定するとともに、それに基づき、具体的な資源管理措置を内容とする資源管理計画について、漁業者等による作成及び実施を推進し、総合的かつ計画的な資源管理を図る。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十

八年及び平成二十九年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少なく認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

なお、まさば及びごまさばの平成二十九年七月から平成三十年六月までの期間に係る数量は、当該期間が開始する前までに定める。

区分	期	数量
まさば及びごまさば	平成二十九年一月から同年十二月まで	四、〇〇〇トン
	平成二十八年七月から平成二十九年六月まで	若干
まあじ	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	未定
	平成二十九年七月から平成三十年六月まで	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の数量については、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

区分	採捕の種類	数量	
		平成二十八年	平成二十九年
まあじ	中型まき網漁業	四、〇〇〇トン	三、二〇〇トン
	小型まき網漁港	若干	若干

敷網漁業	若干	若干
すくい網漁業	若干	若干
定置漁業権に基づく定置漁業（以下「大型定置漁業」という。）	若干	若干

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

- (一) まあじ
 

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (二) まいわし
 

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (三) まさば及びごまさば
 

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- (四) するめいか
 

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。
- 五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項
 

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期 間	量(隻日)
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	平成二十八年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		周防灘	平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項  
 本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十八年及び平成二十九年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域	期 間	量(隻日)
まこがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	瀬戸内海	平成二十八年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
			平成二十九年六月十六日から同年七月三十一日まで	六、七八七
		瀬戸内海	平成二十八年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
			平成二十九年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
		周防灘	平成二十八年二月十日から同年二月十日まで	一一、六八五
			平成二十九年一月十日から同年二月十日まで	一一、六八五

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を更に進める。

(五〇八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十八年十二月二十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市望町四丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

周南市新地一丁目六番一号

トヨタカローラ山口株式会社



山口県公安委員会規程第七号

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

まこがれ	周防灘
小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びけた網漁業に限る。)	
平成二十八年一月一日から同年二月十日まで	平成二十九年一月十日から同年二月十日まで
一一、六八五	一一、六八五

平成二十八年十二月二十七日

山口県公安委員会

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程（平成元年山口県公安委員会規程第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四十二の表第九条第二項の項中「第9条第2項」を「第14条第2項」に改め、同表第十条第三項・第五項の項中「第10条第3項・第5項」を「第15条第3項・第5項」に改める。

附則

この規程は、平成二十九年一月三日から施行する。



正誤

平成二十七年十二月二十二日山口県規則第六十五号（山口県使用料手数料条例施行規則の一部を改正する規則）

二	ページ	誤	正
下	段	簡所	
表中		他の法律により準用する場合	他の法律の規定により準用する場合

平成二十八年七月十九日山口県告示第二百三十六号（保安林予定森林）

一	ページ	誤	正
上	段	行	
左から 四		七九七から七九九まで	七九七（次の図に示す部分に限る。）、七九八、七九九

平成二十八年十二月二十七日印刷  
平成二十八年十二月二十七日発行

発行人所

山口県知事